

廃棄食品の不正流通に関する今後の対策（案）

資料 4-2

現状認識

- 食品廃棄物が最終処理されずに不正転売
⇒食品として販売され、消費者の**不安**を招いた
（健康被害は確認されていない）
⇒消費者の信頼の確保が必要

廃棄物処理に係る課題

- 廃棄食品が不正転売された疑い

【廃棄物処理法】

産業廃棄物管理票※の虚偽報告の疑い
（廃棄物を処分終了したと記載） ※マニフェスト

【食品リサイクル法】

登録再生利用事業者の登録要件を満たさない疑い

- 全国の処理事業者に立入検査を実施
⇒本事案以外の転売事例はなかった

食品の取扱に係る課題

- 関係法令に違反する不適切な食品の
取扱いが行われた疑い

【食品衛生法】 無許可営業等

【食品表示法】 表示がない商品の小売り

同種事案発生時の対策

①関係機関の緊密な連携

- ・廃棄物部局と食品部局の連携

②消費者への注意喚起等（消・厚）

- ・「食べてはいけない食品」を周知
（広報手段の拡充）

③健康被害の早期把握（消・厚）

- ・24時間365日の万全の対応
（保健所等→厚労省→消費者庁）

基本的な考え方

食品安全行政に関する関係府省連絡会議申合せ
平成28年2月26日

- 再発防止等に向けて、**現時点で対応可能な対策**を取りまとめ
- 本事案の**全容解明**に向けた迅速かつ適切な調査
⇒法令違反が確認された事業者には**厳正に対処**
⇒今後、必要に応じて**更なる対応**を検討 ※食品ロス削減も必要

対策

①電子マニフェストの機能強化（環）

- ・不正を検知する情報処理システムの導入等を検討

②廃棄物処理業者の透明性と信頼性の強化

- ・行政による廃棄物処理業者への監視体制の強化（環・農）
・適正処理の強化と人材育成（環）

③排出事業者による転売防止対策の強化（環・農）

- ・食品事業者が取り組むべき措置の指針（省令）の見直し
・食品関連事業者への要請やガイドラインの策定

対策

①食品等事業者の監視指導の徹底（厚）

- ・立入検査における営業実態の把握、必要な措置の要請

②食品表示の適正化（消）

- ・地方公共団体に業務用加工食品表示の適正化の周知を要請
（小売店舗による、仕入れた加工食品の表示確認が重要）